

子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける皆さまへ

平成25年4月1日から子宮頸がん予防ワクチンは定期接種として位置づけられていましたが、平成25年6月14日に厚生労働省で開催された第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしないことになりました。

定期接種として接種することはできませんが、接種される場合は、ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に理解した上で受けるようにしてください。

ご不明なことがあれば、健康課までご連絡ください。

☎健康課 820・5637

国民健康保険税の納税通知書をお送りします

平成25年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬世帯主あてに送付します。

●申告をしていない場合
適正な賦課決定の観点から申告をしていただく必要があります。

確定申告または町県民税等の申告をしていない方で、所得不明の場合は、所得が一定基準より少ない世帯であっても軽減措置が受けられません。また、高額療養費の自己負担限度額も上位所得者とみなされます。必ず申告してください。

●非自発的失業者等の軽減・減免についての相談
非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者および特定理由資格者）等の国民健康保険税負担の軽減や減免等については税務課までご相談ください。

☎税務課 820・5603

平成25年度 国民健康保険税 税率表

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	4.85%	1.36%	1.29%
資産割	9.00%	2.00%	3.30%
被保険者均等割（加入者1人につき）	28,500円	7,800円	9,800円
世帯別平等割（1世帯につき）	22,500円	6,100円	5,200円
課税限度額（1世帯あたり）	510,000円	140,000円	120,000円

児童クラブ指導員募集

▽勤務内容：昼間、保護者のいない小学校低学年児童を預かり、遊びを主とする生活指導や余暇指導を行います。

▽募集人員：若干名

▽雇用期間：7月22日～

▽勤務時間：平日 放課後～

土曜日 午後6時15分～

午後8時15分～午後6時15分

（1日6時間以内、週29時間以内）

▽時給：1時間当たり 875円

（資格あり 925円）

▽応募方法：臨時職員登録申込書を記入のうえ役場総務課に提出してください。（申込書は役場総務課にあります）

※詳細については、面接時にお知らせします。

☎民生課 820・5635

このマークはどんな意味？

↳障害者に関するマーク紹介②

【今月のマーク】



【問題】右のマークは、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示する「身体障害者標識」です。マークの表示については、努力義務となっています。一般的には何といわれているのでしょうか。

①四葉マーク（クローバーマーク）

②葉っぱマーク

（答えは次のページ右下に）

マナーよく、やさしい運転をお願いします。

（福祉課）

障害福祉サービスの紹介

重度心身障害者医療費受給者証が新しくなります

現在使用されている受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。8月1日以降も引き続き資格がある人には、新しい受給者証を7月下旬ごろ郵送します。※更新手続きは不要です。

なお、資格要件により停止となる人については別途通知します。

また、今まで所得制限などにより停止となっていた人も、平成25年度の受給者証（8月1日から有効）については、平成24年中の所得状況に応じて交付が可能となる場合があります。受給資格がある人は、交付申請の手続きを行ってください。

手続きに必要なもの

- ①印鑑
- ②健康保険証（65歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証）
- ③身体障害者手帳又は療育手帳

対象者	
身体障害者手帳	1・2・3級所持者
療育手帳	①・A・②所持者
利用者負担：1医療機関につき、1日200円（通院月4日、入院月14日まで）	

※所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。

☎福祉課 820・5605

手話奉仕員養成講座

（基礎）受講者募集

基礎的な手話を学ぶことで、聴覚障害者の理解とコミュニケーションを深め、地域でのボランティア活動等への参加を目的とした養成講座を開催します。

時 8月22日から平成26年1月16日までの毎週木曜日、全20回。午後7時半～午後9時半

所 西公民館

対 手話奉仕員入門課程を修了した人、または手話の経験が概ね1年以上の人

定 20人

¥ 無料（但し、テキスト代1千470円）

申 8月16日（金）までに、住所氏名、電話番号を熊野町社会福祉協議会へ

☎熊野町社会福祉協議会 855・2855

（福祉課）

自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について

障害のある人が、心身の障害状態の軽減を図るため、指定自立支援医療機関から必要な医療を受けた場合に、その医療費の自己負担額を軽減する制度です。

※ただし、一定所得以上の場合は対象外となります。

	精神通院医療	更生医療	育成医療
対象者	次の精神疾患により通院による精神医療を継続して要する程度の病状にある人 ①統合失調症 ②精神作用物質による急性中毒又はその依存症 ③てんかん ④その他の精神疾患など	次の疾患の治療を受け、その治療効果が確実なものと期待できる身体障害者手帳をお持ちの人（18歳以上） ①肢体不自由②視覚障害③聴覚、平衡機能障害④音声、言語、そしゃく機能障害⑤内臓障害（心臓、腎臓、小腸、肝臓機能障害に限る）⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	現在身体に次の障害があるか、又は疾患があつてそのままにすると将来一定の障害を残すと認められるが、手術などの外科的な治療等でその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる人（18歳未満） ①肢体不自由②視覚障害③聴覚、平衡機能障害④音声、言語、そしゃく機能障害⑤内臓障害⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害⑦人工透析療法、抗免疫療法、中心静脈栄養法
利用者負担等	医療費の1割	世帯の所得に応じて、自己負担の上限月額（2,500円・5,000円・10,000円・20,000円）を設定します。	
申請先	福祉課 ☎ 820-5605		